

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事	事務長	審査	担当者
令和	年	月	日受理

中電工健康保険組合理事長 殿

(旧)被保険者		資格喪失年月日 (退職日の翌日)		被保険者		資格取得日		
記号	番号			記号	番号			
28	77777	令和6年12月1日		281		令和6年12月1日		
郵便番号		730-0855		電話番号		082-291-7233		
住所		広島市中区小網町3番15号				令和8年12月1日		
ふりがな		けんぽ はるか						
氏名		健保 遥		印				
生年月日		昭和38年3月15日生 (満61歳)						
資格喪失時 所属事業場		所在地		広島市中区小網町6番12号		資格喪失時の 標準報酬月額		
		名称		株式会社中電工 本店		440 千円		
給付金振込口座								
金融機関	広島		銀行 信用金庫 農協 信用組合 労働金庫		預金種目		口座番号	
	本店・所		口座名義		普通 当座		0000315	
ゆうちょ銀行	店番		口座番号		金融機関コード		支店コード	
※ゆうちょ銀行の場合は、店名・店番・預金種目・口座番号記載のページの写を添付して下さい。								
上記のとおり申請します。 令和6年11月30日								

- (注) 1. 太い枠内に記入して、該当する箇所を○印で囲んで下さい。
2. 申請書は、退職日の翌日から20日以内に健康保険組合に提出されないと、資格取得できません。
3. 扶養家族を有する場合は、被扶養者異動届兼認定申請理由書等、必要書類を提出してください。
4. 第1回目の保険料の納入については、後日送付する納付書に基づき納入して下さい。
期日までに保険料を納入されない場合、資格を喪失することがあります。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に健康保険組合を被告として提起することができます。ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。